

常勤理事退職手当支給規程

公益財団法人日本容器包装リサイクル協会

平成12年3月28日制定

平成22年2月5日改正

平成22年3月26日改正

(総則)

第1条 この規程は、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会（以下「当協会」という。）の常勤の役員（以下「役員」という。）が退職した場合に支給する退職手当に関し、必要な事項を定める。

(支給の割合)

第2条 退職手当の額は、在職期間1月につき退職の日におけるその者の報酬月額に、100分の20を乗じた金額とする。

2 前項の規程による退職手当の額は、理事会の承認を得て、その者の勤務成績に応じ、減額することができる。

(在職期間の計算)

第3条 在職期間の月数の計算については、就任の日から起算して暦に従って計算するものとし、1月に満たない端数（以下「端数」という。）を生じたときは、1月として計算するものとする。

(再任等の場合の取扱い)

第4条 役員が、任期満了の日又はその翌日において再び同一の役職の役員に就任したときは、その者の退職手当については、引き続き在職したものとみなす。任期満了の日以前又はその翌日において役職を異にする役員に就任したときも同様とする。

(退職手当の支給制限)

第5条 当協会の定款第34条第1項(1)の規定により解任されたときは、退職手当は支給しない。

(退職手当の支給)

第6条 退職手当は、直接本人に支給する。

2 死亡による退職のときは、その遺族に支給する。

3 退職手当は、法令に基づきその者の退職手当から控除すべきものの金額を控除し、その残額を支給するものとする。

(実施細則)

第7条 退職手当の支給手続きその他のこの規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(改廃)

第8条 この常勤理事退職手当支給の改廃は、別に定める「諸規程管理規則」（平成21年3月24日制定）の定めるところに拠る。

付 則

この規程は、平成 8 年 1 0 月 1 日（当協会設立の翌月）に遡って適用する。

付 則

- 1 この規程は、平成 2 2 年 2 月 5 日から施行する。
- 2 今回の改正で、第 2 条 2 項の規定から退職手当の増額ができる旨の文言を削除した。

付 則

- 1 この規程は、平成 2 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 今回の改正で規程名を「役員退職手当支給規程」から変更するとともに、役職により定まる係数（退職金乗率）を、役職に係わらず一律としかつ引き下げた。